

ガバナンス・コード採用状況に関する
アンケート結果

(2022年10月実施分)

報告書

2022年11月

公益財団法人公益法人協会

目 次

1. アンケートの概要-----	2
(1) 本調査の背景	2
(2) 回答法人の概要	2
(3) 質問項目	3
2. アンケート結果-----	5
(1) 共通質問	5
(2) ガバナンス・コードを採用している団体に対する質問	8
(3) ガバナンス・コードを採用していない団体に対する質問	10
(4) 公益法人協会への要望	12

<表目次>

表1 回答法人の概要	3
表2 2021年度の支出規模別法人数	3
表3 アンケートの質問内容一覧	3
表4 ガバナンス・コードの採用状況	5
表5 行政庁別のガバナンス・コードの採用状況	5
表6 支出規模別のガバナンス・コードの採用状況	6
表7 モデル・ガバナンス・コードの作成主体	6
表8 行政庁別のモデル・ガバナンス・コードの作成主体	7
表9 支出規模別のモデル・ガバナンス・コードの作成主体	7
表10 ガバナンス・コードの名称	8
表11 ガバナンス・コードを採用した目的	8
表12 行政庁別のガバナンス・コードを採用した目的	9
表13 支出規模別のガバナンス・コードを採用した目的	9
表14 ガバナンス・コードを採用した結果	9
表15 ガバナンス・コードを採用していない理由	10
表16 行政庁別のガバナンス・コードを採用していない理由	11
表17 支出規模別のガバナンス・コードを採用していない理由	11
表18 ガバナンス・コードについての公益法人協会への要望	12

1. アンケートの概要

(1) 本調査の背景

欧米諸国では、非営利組織の健全な運営を促進する目的で、中間支援団体が中心となって、非営利法人のためのガバナンス・コードを策定する動きが広がっている。

米国では、インディペンデント・セクター(Independent Sector)が2015年に、非営利法人のための「グッドガバナンスと倫理的実践のための原則」(Principles for Good Governance and Ethical Practice)を発表しており、英国でも2017年に、全国ボランティア組織協議会(NCVO)が中心となってチャリティのガバナンス・コードを策定している。いずれも、非営利法人のガバナンス機能については法令等により一律に規制されるのではなく、法人の自主性が最大限に尊重され、各法人の実情に応じた自律的な取り組みとして推進されるべきものであるという基本的理念に基づき策定されたものである。

一方日本では、2015年に金融庁および東京証券取引所が、不正を防ぎ持続的な成長を実現するための指針「コーポレート・ガバナンス・コード」を共同で策定し、2018年および2021年に改訂されており、経団連でも、グローバルな社会的課題解決を視野に入れた望ましいコーポレート・ガバナンスの確立に向け「企業行動憲章」を2017年に策定している。また、不祥事が相次いだスポーツ団体のみを対象としたガバナンス・コードが、2019年にスポーツ庁により策定されており、このような国内外の動きを受け、当協会は英国のチャリティのためのガバナンス・コードをモデルに、公益法人のためのガバナンス・コードの策定に向けた検討を2019年から開始し、パブリックコメントを経て同年9月に公表するに至り、並行してガバナンス・コードの普及促進を図るべくセミナーの開催や相談窓口の設置等を行ってきた。

本アンケートは、公益法人のためのガバナンス・コードを公表してから3年が経過し、公益法人におけるガバナンス・コードの採用状況、同コードに対する現在の考え方等を把握する目的で実施したものである。

なお、公益法人のためのガバナンス・コードは、去る10月4日に発足した、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」においても、法人の自律的ガバナンスの実現を目指すための重要なテーマとなり、11月16日に開催された第5回有識者会議で、今回実施したアンケートの結果について当協会から報告させていただいたところである。

この度は、ご多忙中にもかかわらず本アンケートにご協力くださった法人の方々には、この誌面を借りて厚く御礼申し上げる次第である。

(2) 回答法人の概要

今回のアンケートはウェブ方式により実施し、当協会の会員である公益法人719法人にアンケートを依頼した(表1)。その結果、137件(回収率19.1%)の回答を得た。回答法人の属性は、社団19件(14%)、財団137件(86%)で、回答者の多くは財団である。行政庁の別でみると、内閣府112件(82%)、都道府県25件(18%)であり、回答者の多くは内閣府所管法人である。

回答法人の支出規模については、表2に示しているとおりである。該当数の上位からみていくと、「1億円以上5億円未満」の回答割合が最も高く、全体の40.1%(55件)を占める。次いで、

「1千万円以上5千万円未満」の18.2%(25件)、「5千万円以上1億円未満」の17.5%(24件)が続く。

表1 回答法人の概要

発信件数(想定到着ベース)	719	
回答件数(回収率)	137(19.1%)	
行政庁の別	社 団	財 団
回答件数	19(14%)	118(86%)
行政庁の別	内閣府	都道府県
回答件数	112(82%)	25(18%)

表2 2021年度の支出規模別法人数

支出規模	回答数	割合
1千万円未満	3	2.2%
1千万円以上5千万円未満	25	18.2%
5千万円以上1億円未満	24	17.5%
1億円以上5億円未満	55	40.1%
5億円以上10億円未満	15	10.9%
10億円以上	15	10.9%
合 計	137	-

(3) 質問項目

アンケートでは、ガバナンス・コード等の採用状況、採用・不採用の理由などについて訊いた。質問数は6問とし、質問内容は表3のとおりとした。

表3 アンケートの質問内容一覧

基本情報	
法人名	(記述回答)
回答者のメールアドレス	(記述回答)
行政庁の別	・内閣府 ・都道府県
2021年度の支出の規模	・1千万円未満 ・1千万円以上5千万円未満 ・5千万円以上1億円未満 ・1億円以上5億円未満 ・5億円以上10億円未満 ・10億円以上
共通質問	
1 ガバナンス・コード(倫理規定、行動基準含む)採用の有無	・採用している。 ・現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中である。 ・現在採用していないが、将来的に採用したいと考えている。 ・現在採用していないが、将来とも採用する計画はない。
2 モデル・ガバナンス・コ	・公益法人協会のような民間の組織が中心となって作成するのがよい。

<p>ードの作成主体について（複数回答可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・官が作成するのは、法人の自主的な運営や自治と矛盾するので絶対反対である。 ・内閣府のような行政庁が作成するのが、統一的になってよい。 ・民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい。 ・本来、それぞれの法人が自主的に作成すべきものだから、モデルは不要である。 ・その他(記述回答)
<p>質問1で「採用している」と回答された法人様に対する質問</p>	
<p>3 ガバナンス・コードの名称を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス・コード ・行動基準(規範) (倫理規定を内包しているものを含む。) ・倫理規定(行動基準を内包しているものを含む。) ・その他(記述回答)
<p>4 ガバナンス・コードを採用した目的を教えてください。(複数回答可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の健全な運営の実現 ・組織の不祥事の防止 ・長期的な組織価値の向上 ・支援者、利害関係者との信頼性の確保 ・その他(記述回答)
<p>5 ガバナンス・コードを採用した結果を教えてください。(複数回答可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップを含めてガバナンスの意識が高まり効果的であった。 ・日常の運営をガバナンスの観点から意識的に行えるようになった。 ・チェックする事項が増加し、事務が煩雑且つ繁忙になった。 ・あまり変わりがなく、効果はなかった。 ・その他(記述回答)
<p>質問1で「現在採用していない」と回答された法人様に対する質問</p>	
<p>6 ガバナンス・コードを採用していない理由を教えてください。(複数回答可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応するための十分な体制が組織内に整っていない。 ・組織体制構築と運営にコストがかかる。(組織の負担増に繋がる) ・コード作成や運営のための専門知識や経験がない。 ・小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である。 ・事業成果や組織価値の向上に繋がるという期待や実感が持てない。 ・特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない。 ・公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分と考えるから。 ・その他(記述回答)
<p>共通質問</p>	
<p>7 ガバナンス・コードについて公益法人協会への要望があれば教えてください。(複数回答可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コード作成や運営のためのセミナーを開催してほしい。 ・チェックリストや実行マニュアルを作成してほしい。 ・具体的な説明を期待できる相談窓口を設置してほしい。 ・特になし ・その他(記述回答)

2. アンケート結果

(1) 共通質問

表4は回答法人のガバナンス・コードの採用状況を示したものである。同表によると、半数以上(70件、51.1%)が「現在採用していないが、将来的に採用したい」と回答しており、既に採用している法人はわずか27件(19.7%)であった。また、「現在採用していないが、将来とも採用する計画はない」とした法人も一定数(38件(27.7%))確認された。

表4 ガバナンス・コードの採用状況

採用状況	回答数	割合
採用している	27	19.7%
現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中	1	0.7%
現在採用していないが、将来的に採用したい	70	51.1%
現在採用していないが、将来とも採用する計画はない	38	27.7%
未回答	1	0.7%
合計	137	-

割合は回答法人数137件に占める割合。

行政庁別にみると、「現在採用していないが、将来的に採用したい」の回答割合は内閣府の方が高く52.7%(59件)であり、都道府県とのポイント差は8.7である(表5)。また、「現在採用していないが、将来とも採用する計画はない」とする回答割合は都道府県の方が高く32.0%(8件)であり、内閣府とのポイント差は5.2であった。

表5 行政庁別のガバナンス・コードの採用状況

採用状況	内閣府		都道府県	
	回答数	割合	回答数	割合
採用している	22	19.6%	5	20.0%
現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中	1	0.9%	0	0.0%
現在採用していないが、将来的に採用したい	59	52.7%	11	44.0%
現在採用していないが、将来とも採用する計画はない	30	26.8%	8	32.0%
未回答	0	0.0%	1	4.0%
合計	112	-	25	-

割合は行政庁別回答法人数(内閣府112件、都道府県25件)に占める割合。

表6はガバナンス・コードの採用状況を支出規模別にみたものである。表によると、「採用している」の回答割合が最も高いのは「10億円～」の大規模法人であり、「現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中」は「1億円～5億円」、「現在採用していないが、将来的に採用したい」は「5千万円～1億円」の中規模法人、「現在採用していないが、将来とも採用する計画はない」については「1千万円～5千万円」の小規模法人であった。以上から、小規模法人であるほどガバナンス・コードを採用する計画がないという状況を読み取ることができる。

表6 支出規模別のガバナンス・コードの採用状況

採用状況	～1千万円	1千万円～5千万円	5千万円～1億円	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円～
採用している	0.0% 0	12.0% 3	16.7% 4	20.0% 11	26.7% 4	33.3% 5
現在採用していないが、1年以内の採用に向けて準備中	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	1.8% 1	0.0% 0	0.0% 0
現在採用していないが、将来的に採用したい	66.7% 2	40.0% 10	70.8% 17	47.3% 26	66.7% 10	33.3% 5
現在採用していないが、将来とも採用する計画はない	33.3% 1	48.0% 12	12.5% 3	30.9% 17	6.7% 1	26.7% 4
未回答	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	6.7% 1
合計	3	25	24	55	15	15

割合は、支出規模回答法人数に占める割合。

モデルとなるガバナンス・コードの作成主体について伺ったところ、半数以上が「公益法人協会のような民間の組織が中心となって作成するのがよい」とする回答であった(表7)。また、4割の法人は「民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい」と回答しており、「内閣府のような行政庁が作成するのが、統一的になってよい」とする回答も2割に上った。

表7 モデル・ガバナンス・コードの作成主体 (複数回答可)

作成主体	回答数	割合
公益法人協会のような民間の組織が中心となって作成するのがよい	74	54.0%
官が作成するのは、法人の自主的な運営や自治と矛盾するので絶対反対である	15	10.9%
内閣府のような行政庁が作成するのが、統一的になってよい	26	19.0%
民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい	54	39.4%
本来、それぞれの法人が自主的に作成すべきものだから、モデルは不要である	11	8.0%
その他	2	1.5%
合計	182	-

割合は回答法人数137件に占める割合。

行政庁別にみると、民間組織による作成が望ましいと回答した法人の割合は、「内閣府」が57.1%(64件)で、「都道府県」は4割にしか満たず、その差は歴然である(表8)。他方、行政庁が作成するのが望ましいと回答した法人の割合は「都道府県」の方が高く28%(7件)であり、「内閣府」とのポイント差は11であった。「民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい」についても「都道府県」が上回り44%(11件)であり、「内閣府」は38.4%であった。

表8 行政庁別のモデル・ガバナンス・コードの作成主体（複数回答可）

作成主体	内閣府		都道府県	
公益法人協会のような民間の組織が中心となって作成するのがよい	64	57.1%	10	40.0%
官が作成するのは、法人の自主的な運営や自治と矛盾するので絶対反対である	15	13.4%	0	0.0%
内閣府のような行政庁が作成するのが、統一的になってよい	19	17.0%	7	28.0%
民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい	43	38.4%	11	44.0%
本来、それぞれの法人が自主的に作成すべきものだから、モデルは不要である	8	7.1%	3	12.0%
その他	1	0.9%	1	4.0%
合計	150	-	32	-

割合は行政庁別回答法人数(内閣府 112 件、都道府県 25 件)に占める割合。

支出規模別では、「公益法人協会のような民間の組織が中心となって作成するのがよい」と回答した法人は中規模法人に多い傾向があり、具体的には「～1千万円」、「5千万円～1億円」、「1億円～5億円」、「5億円～10億円」であった(表9)。「民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい」と回答した法人の割合が最も高かったカテゴリーは「1千万円～5千万円」、「10億円～」であった。

表9 支出規模別のモデル・ガバナンス・コードの作成主体（複数回答可）

作成主体	～1千万円		1千万円～5千万円		5千万円～1億円		1億円～5億円		5億円～10億円		10億円～	
公益法人協会のような民間の組織が中心となって作成するのがよい	66.7%	2	32.0%	8	70.8%	17	61.8%	34	60.0%	9	26.7%	4
官が作成するのは、法人の自主的な運営や自治と矛盾するので絶対反対である	0.0%	0	4.0%	1	12.5%	3	16.4%	9	6.7%	1	6.7%	1
内閣府のような行政庁が作成するのが、統一的になってよい	33.3%	1	24.0%	6	16.7%	4	16.4%	9	20.0%	3	20.0%	3
民と官の協調で作成するほうが、一定の行政的支援も期待できるのでよい	33.3%	1	52.0%	13	29.2%	7	30.9%	17	53.3%	8	53.3%	8
本来、それぞれの法人が自主的に作成すべきものだから、モデルは不要である	0.0%	0	16.0%	4	0.0%	0	9.1%	5	0.0%	0	13.3%	2
その他	0.0%	0	0.0%	0	4.2%	1	1.8%	1	0.0%	0	0.0%	0
合計		4		32		32		75		21		18

割合は、支出規模回答法人数に占める割合。

(2) ガバナンス・コードを採用している団体に対する質問

採用しているガバナンス・コードの名称について伺ったところ、「ガバナンス・コード」はわずか2件(7.7%)であり、多くの法人(17件、65.4%)は「倫理規定」という名称を採用していることがわかる(表10)。また、「行動基準」という名称を採用している法人も一定数(5件、19.2%)みられた。

表10 ガバナンス・コードの名称

ガバナンス・コードの名称	回答数	割合
ガバナンス・コード	2	7.7%
行動基準(規範)(倫理規定を内包しているものを含む。)	5	19.2%
倫理規定(行動基準を内包しているものを含む。)	17	65.4%
その他※	2	7.7%
合計	26	-

割合は回答法人数26件に占める割合。

※「ガバナンス・コードの名称」のその他回答

- ・学会の基本方針
- ・綱紀保持の基本指針

ガバナンス・コードを採用した目的については、「組織の健全な運営の実現」が最も多く24件(42.1%)であり、「組織の不祥事の防止」の16件(28.1%)、「支援者、利害関係者との信頼性の確保」の11件(19.3%)、「長期的な組織価値の向上」の6件(10.5%)が続く(表11)。

表11 ガバナンス・コードを採用した目的 (複数回答可)

採用した目的	回答数	割合
組織の健全な運営の実現	24	92.3%
組織の不祥事の防止	16	61.5%
長期的な組織価値の向上	6	23.1%
支援者、利害関係者との信頼性の確保	11	42.3%
その他	0	0.0%
合計	57	-

割合は回答法人数26件に占める割合。

行政庁別にみると、「組織の健全な運営の実現」と回答した法人の割合が高かったのは、「内閣府」所管法人であり21件(95.5%)とほぼ全法人がそのように回答している(表12)。「組織の不祥事の防止」、「支援者、利害関係者との信頼性の確保」については、都道府県の方が高く、それぞれ100%(4件)および50%(2件)であった。

表 12 行政庁別のガバナンス・コードを採用した目的（複数回答可）

採用した目的	内閣府		都道府県	
組織の健全な運営の実現	21	95.5%	3	75.0%
組織の不祥事の防止	12	54.5%	4	100.0%
長期的な組織価値の向上	5	22.7%	1	25.0%
支援者、利害関係者との信頼性の確保	9	40.9%	2	50.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合 計	47		10	

割合は行政庁別回答法人数(内閣府 22 件、都道府県 4 件)に占める割合。

支出規模別では、「組織の健全な運営の実現」と回答した法人の割合が最も高かったカテゴリーは「10 億円～」であり 33.3%(5 件)であり、「組織の不祥事の防止」については「5億円～10 億円」で 26.7%であった(表 13)。

表 13 支出規模別のガバナンス・コードを採用した目的（複数回答可）

採用した目的	～1千万円		1千万円～5千万円		5千万円～1億円		1億円～5億円		5億円～10億円		10億円～	
組織の健全な運営の実現	0.0%	0	12.0%	3	12.5%	3	16.4%	9	26.7%	4	33.3%	5
組織の不祥事の防止	0.0%	0	4.0%	1	8.3%	2	12.7%	7	26.7%	4	13.3%	2
長期的な組織価値の向上	0.0%	0	0.0%	0	4.2%	1	5.5%	3	6.7%	1	6.7%	1
支援者、利害関係者との信頼性の確保	0.0%	0	0.0%	0	8.3%	2	10.9%	6	13.3%	2	6.7%	1
その他	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
合 計		0		4		8		25		11		9

割合は、支出規模回答法人数に占める割合。

ガバナンス・コードを採用した結果について伺ったところ、「日常の運営をガバナンスの観点から意識的に行えるようになった。」が最も多く 18 件(69.2%)、続いて「トップを含めガバナンスの意識が高まり効果的であった」が 12 件(46.2%)、「チェックする事項が増加し、事務が煩雑且つ繁忙になった」が 2 件(7.7%)であった(表 14)。

表 14 ガバナンス・コードを採用した結果（複数回答可）

採用した結果	回答数	割合
トップを含めガバナンスの意識が高まり効果的であった	12	46.2%
日常の運営をガバナンスの観点から意識的に行えるようになった	18	69.2%
チェックする事項が増加し、事務が煩雑且つ繁忙になった	2	7.7%
あまり変わりがなく、効果はなかった	1	3.8%
その他	1	3.8%
合 計	34	-

割合は回答法人数 26 件に占める割合。

(3) ガバナンス・コードを採用していない団体に対する質問

表 15 は、ガバナンス・コードを採用していない理由について示したものである。同表によると、「小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である」と回答した法人の割合が最も高く 54.8%(57 件)であり、続いて高かったのは「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」の 49.0%(51 件)、「公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分」の 38.4%(40 件)、「コード作成や運営のための専門知識や経験がない」の 37.5%(39 件)であった。

表 15 ガバナンス・コードを採用していない理由 (複数回答可)

採用していない理由	回答数	割合
対応するための十分な体制が組織内に整っていない	51	49.0%
組織体制構築と運営にコストがかかる(組織の負担増に繋がる)	11	10.6%
コード作成や運営のための専門知識や経験がない	39	37.5%
小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である	57	54.8%
事業成果や組織価値の向上に繋がるという期待や実感が持てない	7	6.7%
特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない	33	31.7%
公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分	40	38.4%
その他※	7	6.7%
合計	245	-

割合は回答法人数 104 件に占める割合。

※「行政庁別のガバナンス・コードを採用していない理由」のその他回答

- ・公益法人移行時に必要最小限の諸規程等の作成に留まったから。
- ・役員全体の必要意識が整っていない。
- ・既存の倫理規程や行動規範との違いが良くわからない。
- ・出向元の倫理行動規範について定期(1ヵ月毎)教育を実施している。
- ・アカウントビリティ・セルフチェックを実施しているため。
- ・定期的に自治体の監査等があるため、一定のガバナンスは保たれている。
- ・設立当初に制定された理念がある。

行政庁別にみると、「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」および「コード作成や運営のための専門知識や経験がない」は「都道府県」の方が高く、いずれも 57.9%(11 件)であり「内閣府」とのポイント差はそれぞれ 10.8 および 25 であった(表 16)。

一方で、「小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である」および「特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない」については「内閣府」の方が高く、それぞれ 57.6%(49 件)および 32.9%(28 件)であり、それぞれのポイント差は 15.5 および 6.6 であった。

表 16 行政庁別のガバナンス・コードを採用していない理由（複数回答可）

採用していない理由	内閣府		都道府県	
対応するための十分な体制が組織内に整っていない	40	47.1%	11	57.9%
組織体制構築と運営にコストがかかる(組織の負担増に繋がる)	9	10.6%	2	10.5%
コード作成や運営のための専門知識や経験がない	28	32.9%	11	57.9%
小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である	49	57.6%	8	42.1%
事業成果や組織価値の向上に繋がるという期待や実感が持てない	5	5.9%	2	10.5%
特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない	28	32.9%	5	26.3%
公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分	33	38.8%	7	36.8%
その他※	5	5.9%	2	10.5%
合計	245	-	48	-

割合は行政庁別回答法人数(内閣府 85 件、都道府県 19 件)に占める割合。

支出規模別にみると、「～1千万円」の小規模法人については「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」の回答割合が最も高く、「1千万円～5千万円」、「5千万円～1億円」、「1億円～5億円」の中小規模法人は「小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である」の回答割合が最も高かった(表 17)。「10億円～」の大規模法人については、「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」とする回答割合が最も高く、33.3%(5 件)であった。

表 17 支出規模別のガバナンス・コードを採用していない理由（複数回答可）

採用していない理由	～1千万円		1千万円～5千万円		5千万円～1億円		1億円～5億円		5億円～10億円		10億円～	
	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
対応するための十分な体制が組織内に整っていない	66.7	2	44.0	11	41.7	10	32.7	18	33.3	5	33.3	5
組織体制構築と運営にコストがかかる(組織の負担増に繋がる)	0.0	0	8.0	2	12.5	3	7.3	4	6.7	1	6.7	1
コード作成や運営のための専門知識や経験がない	33.3	1	32.0	8	25.0	6	29.1	16	33.3	5	20.0	3
小規模組織であるため、現在の組織運営で手一杯である	33.3	1	48.0	12	54.2	13	43.6	24	20.0	3	26.7	4
事業成果や組織価値の向上に繋がるという期待や実感が持てない	0.0	0	8.0	2	4.2	1	5.5	3	6.7	1	0.0	0
特に現状の運営に問題や課題意識は感じていない	0.0	0	44.0	11	16.7	4	25.5	14	13.3	2	13.3	2
公益法人は定款や諸規程・ガイドラインを遵守していれば十分	33.3	1	36.0	9	37.5	9	25.5	14	33.3	5	13.3	2
その他※	0.0	0	0.0	0	4.2	1	7.3	4	0.0	0	13.3	2
合計		5		55		47		97		22		19

割合は、支出規模回答法人数に占める割合。

(4) 公益法人協会への要望

ガバナンス・コードについての公益法人協会への要望について伺ったところ、最も高かったニーズは「チェックリストや実行マニュアルを作成してほしい」の46.0%(63件)であった(表18)。次に多かったのが、「コード作成や運営のためのセミナーを開催してほしい」の35.8%(49件)、「特になし」の30.7%(42件)、「具体的な説明を期待できる相談窓口を設置してほしい」の27.0%(37件)であった。「その他」としては、小規模法人のコード策定、業種別のコード策定を望むご意見等がみられた。

表18 ガバナンス・コードについての公益法人協会への要望 (複数回答可)

公益法人協会への要望	回答数	割合
コード作成や運営のためのセミナーを開催してほしい	49	35.8
チェックリストや実行マニュアルを作成してほしい	63	46.0
具体的な説明を期待できる相談窓口を設置してほしい	37	27.0
特になし	42	30.7
その他※	6	4.4
合計	197	-

割合は回答法人数137件に占める割合。

※「ガバナンス・コードについての公益法人協会への要望」のその他回答

- ・倫理規程や行動規範との違いがわからない。ガバナンス・コードが必要となると人的、財政的、時間的にもギリギリの運営状況であり、困惑している。
- ・イメージがつかめていない。概論、ガイドラインがあればありがたい。
- ・定期刊行物等でトピックとして掲載されるとよい。
- ・会員に対する倫理綱領はある。学会運営に関わるガバナンス・コードのようなものがあると良い。
- ・自主運営が基本であり、「コード」等の制定は強制になるので、反対である。特に現状問題のない組織にとっては、コードを気にして、伸び伸びと法人運営が出来なくなり、自主運営の弊害となりえる。
- ・小規模法人でも参考になるようなモデルの作成を期待します。

ガバナンス・コード採用状況に関する アンケート結果 報告書

2022 年 11 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>
印刷 (公財)公益法人協会

©2022
